

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、国策国益に則った再生可能エネルギー事業及び省エネルギー関連事業を推進するにあたり、法令を遵守し、各ステークホルダーに対し、持続的に貢献していくことが可能なガバナンス体制を構築することを、基本的な考え方としております。

株主及びあらゆるステークホルダーとの円滑かつ適切な関係の構築を通じて企業価値を高め、企業の社会的責任を果たしていくことを経営上の重要課題のひとつと位置付けております。

当社は、株主及び投資家の権利を保護する立場から、株主の平等性の確保等を推進するとともに、会社の財政状況、業績やガバナンスを含む重要事項について、適切かつ積極的なディスクロージャーに取り組んでいく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4-11 取締役会の実効性についての分析・評価】

補充原則 4-11(3)

本報告書提出日現在、取締役会において、取締役会全体の実効性評価を実施しておりませんが、平成30年7月11日に、過年度の不適切な会計処理に関連し、第三者委員会による調査を行い、取締役会の実効性確保の提言を受けております。そこで、本報告書提出日現在、取締役会の機能向上の観点から、監査等委員会、内部監査室、外部の第三者を活用した内部管理体制強化委員会による、取締役会の実効性確保につきまして、その方法を検討し、2019年1月に提出の改善報告書で公表する予定にしております。

【原則4-14 取締役のトレーニング方針】

補充原則 4-14(2)

当社は、過去、特に取締役・監査役に対するトレーニング方針を定めてきておりませんでした。2018年10月より、コンプライアンス及び、経理知識・契約知識に関する社内研修の実施を社内ですべて実施しており、ここに社内取締役の出席を義務付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、取引関係の維持・強化の手段として政策的に上場会社の株式を取得・保有する場合があります。政策保有株式として保有する場合の方針として、当該発行会社との中長期的な取引関係の維持・強化及び当社の企業価値向上につながることを基本としております。なお、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、処分・縮減を図って参ります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社と役員との利益相反及び競業取引については、法令に従い、取締役会の承認を受けて実施し、結果を取締役会において報告しております。また、主要株主等との取引については、必要に応じて社外取締役または社外専門家に確認する等、慎重に対応しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を導入していません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念)や経営戦略、経営計画

当社は「省電舎HDグループは、エネルギーのトータル・ソリューション・サービスを通じて、地球環境の改善と社会に貢献します」を経営理念に掲げ、事業推進しております。

経営計画については、毎期策定しておりますが、中期経営計画についても現在策定中であり、策定が完了した段階で開示することを予定しております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き

本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」「取締役報酬関係」をご参照ください。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うにあたっての方針と手続き

経営陣幹部については、当社グループを牽引するにふさわしい人格、能力、行動力を有する人物を選任する方針であり、取締役については各役職に求められる経験、知識、能力を有する人物を選任する方針であります。なお、社外取締役、取締役監査等委員の選任については、企業経営者としての経験、専門的な知識や幅広い見識を有する人物を選任する方針であります。

それぞれの選任、指名に当たっては取締役会において十分に審議し、決定することとしております。

(5) 経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・氏名についての説明

社外取締役候補者及び取締役監査等委員候補者の選任理由は株主総会招集通知及び本報告書に記載しております。社内取締役候補者については、株主総会招集通知に経歴を記載しておりますが、今後、選任理由についての記載も検討して参ります。

【原則4 - 1 取締役会の役割・責務】

補充原則4 - 1(1)

当社は、取締役会規程において取締役会で承認、決議を受けるべき事項を定め、職務権限規程により、社長、担当役員、組織運営の長等に委譲する権限の内容、範囲を定めております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役候補者の選定にあたり、会社法に定める社外取締役の要件や東京証券取引所が定める独立性基準に加え、企業経営に係る幅広い知識と豊富な経験、知見等を有していることを重視して社外取締役候補者を選定しております。

【原則4 - 11 取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

補充原則4 - 11(1)

当社は、平成30年6月27日の定時株主総会で、監査等委員会設置会社に移行しております。取締役会全体のバランスとしては、代表取締役を2名置き、各事業部門を管掌する取締役と、管理部門管掌の取締役で、社内取締役を構成しております。各取締役に対しては、事前に取締役会の決議事項等を知らしめること、取締役会前に、役員、経営幹部社員による経営会議で、各部門の課題を把握すること等により、牽制機能の強化を図っております。監査等委員会委員3名は、社外取締役から構成され、法務、会計、経営それぞれの分野の専門知識を保有しております。監査等委員会は、内部監査室と連携し、経営会議等の議事録を閲覧することで、取締役への監督を実効性のあるものとしています。

【原則4 - 11 取締役の重要な兼職の状況】

補充原則4 - 11(2)

各取締役の重要な兼任状況については、事業報告、株主総会参考書類、有価証券報告書等で開示しております。
なお、兼任している社外取締役についても、その役割・責務を適切に果たすために必要な時間は確保できております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、正確な情報を適時、公正に提供しつつ、株主・投資家の皆さまとの建設的な対話を促進して参ります。
しかしながら、平成30年2月より、過年度の経理処理につき、疑義が生じる事象が起き、社内調査委員会、さらに第三者委員会を設置し、過年度の有価証券報告書の訂正を行うと同時に、平成30年3月期決算につきましても、平成30年8月10日まで、公表することができませんでした。
こういった事象により、本報告書提出日現在、平成29年度、平成30年度は、経営戦略等を説明する会社説明会を開催しておりません。
今後につきましては、改めて経営戦略を十分に検討、検証し、本年度から代表者による会社説明会を実施する予定であります。また、当社の開示情報は当社ホームページに掲載し、株主・投資家の皆さまが閲覧可能な状況としております。なお、株主・投資家の皆さまとの対話に際しては、インサイダー情報の管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中村 健治	714,400	24.14
堀 篤	102,800	7.27
野村證券株式会社	60,700	3.63
伊藤 篤之	54,000	3.63
丸山 厚治	30,000	2.30
西出 佳世子	27,200	2.28
佐野 公治	22,500	2.23
石神 淑生	20,000	1.26
アセットマネジメント株式会社	20,000	1.20
DBS BANK LTD 700170 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部 部長 佐古 智明	20,000	1.00

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月

業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山田 勝重	他の会社の出身者											○
原口 稔	他の会社の出身者											○
佐塚 卓	他の会社の出身者											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 勝重	○	○	――	弁護士としての豊富な知識と知見、また他の会社における社外取締役の実績から、当社取締役監査等委員として、適切な取締役会の運営に寄与頂けると判断致しました。
原口 稔	○	○	――	他の会社における取締役としての実績、知見から、当社取締役監査等員として、適切であると判断致しました。
佐塚 卓	○	○	――	公認会計士としての豊富な専門知識と知見から、当社取締役監査委員として、適切であると判断致しました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人が選任された場合、当該使用人が監査等委員会の職務を補助するに際しては取締役(監査等委員である取締役を除く)の指揮命令系統には属さず、独立して監査等委員会の職務の補助にあたることができるものとし、監査等委員会の指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となるものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、取締役及び現場幹部が参加する経営会議や内部管理体制強化委員会に出席することにより事業の推進状況を十分に把握している内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況とその結果の報告を受けております。また、必要に応じて追加監査と必要な調査を勧告、指示できる体制としており、また、随時会計監査人とも連携を図りながら、取締役の職務執行と執行役員の業務執行の状況を監査、監督しております。

監査等委員は、必要に応じて取締役会その他重要な会議に出席するとともに、業務執行部門から報告を求め、当社の業務執行状況に関する情報を収集しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、企業価値向上を資するため、ストックオプションを発行することが可能ですが、現状発行していません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

2018年3月期における当社の取締役に対する役員報酬は以下のとおりであります。
 取締役を支払った役員報酬等の総額 22,359千円
 また、当社取締役の報酬等の額の決定については、株主総会で決議された総額の範囲内で報酬制度を導入しており、取締役会にて業績を加味し、決定しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役監査等委員は取締役会に出席し、経営、法令、及び会計的な観点からの助言及び取締役の職務執行を監査しております。社外取締役が業務遂行に必要となる情報が随時取得できるよう、管理本部、経営企画室、内部監査室が窓口となり、適宜調査・提供が可能な体制となっております。また、社外取締役に対しては取締役会における経営判断に対する監督・助言に資するため、管理本部、経営企画室から議案・資料等が通知されるなど、サポートが行われております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

取締役会は、毎月1回の定時取締役会のほか、臨時取締役会を必要に応じて適宜開催し、取締役7名が出席し、法令、定款及び諸規程に基づき、経営方針の決定、経営に関する重要事項の決議及び業務の進捗状況の報告を行っております。

2. 監査等委員会

当社は平成30年6月27日開催の株主総会において、監査等委員会設置会社に移行しており、取締役会に先立ち、3名の社外取締役による監査等委員会を開催し、取締役会決議事項等における指摘事項の有無を検討したうえで、取締役会を開催することで、実効性ある議論を目指しております。

3. 経営会議

取締役3名及び幹部職員3名による経営会議を毎月1回開催し、取締役会、内部監査等によって指摘された課題解決のための行動決定及びその検証を行っております。また、各取締役の業務報告を当会議で行い、実質的な議論を行い、問題点を明確にしたうえで、取締役会に臨むことで、取締役会の議論を実効性あるものにしております。

また、当会議の議事録を監査等委員会へ送付することで、取締役会における議題の経緯について、監査等委員会が、より具体的に状況を把握できるようにしております。

4. 内部管理体制強化委員会

当社では、平成30年7月11日に第三者委員会より提言がありましたように、内部管理体制の充実が急務となっております。そこで、経営会議の構成員に内部監査室長、外部の専門家を加えた8名による内部管理体制強化委員会を設立しております。同委員会は、毎月1回、開催され、内部統制・コンプライアンスに関する改善計画を推進しております。

5. 会計監査

松澤公認会計士事務所、及び向山公認会計士事務所の会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の当会社規模を勘案し、現状のコーポレート体制を選択しております。
 コーポレート・ガバナンスに関しましては、外部専門家による確認を行っており、逐次チェックが行える体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社は、当社ホームページ上のディスクロージャー情報ページ (http://www.shodensya.com/ir/disclosure.html) に、適時開示情報、会社説明会資料等を開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社はIR担当部署を管理本部と定めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社が推進する再生可能エネルギー事業および省エネルギー関連事業は、顧客企業の環境保全活動及びCSR活動を支援する事業であります。当社としましては、当該事業を推進することが、当社の環境保全活動であり、CSR活動の推進であると考えております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では取締役会を原則として月一回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、重要事項の決定、業務執行状況の監督を行っております。取締役会は社外役員である監査等委員が出席することで監査等委員以外の取締役の職務執行を監視しております。また、投資家向けの情報開示につきましては、情報開示責任者を中心に管理本部・経営企画室において迅速な情報開示を行う体制を構築しております。

この基本理念のもと、以下のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役会及び監査等委員会は、法令、定款、株主総会決議、決裁権限規程、企業理念、行動規範、取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、相互に、取締役の職務執行を監督しております。

当社グループ全社を横断する内部管理体制強化委員会及び、内部監査室を設置し、グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、重要な意思決定が必要な事項については事前にその法令及び定款への適合性を調査・検討することにより役職員の職務の適合性を確保する体制となっております。

また、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を構築し、管理本部または外部の弁護士に直接通報できるように運用しております。内部通報制度は匿名での通報を認めること、通報をした者が通報を理由に不利益な取り扱いを受けることがないことをその内容に含んでおります。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役会規程、稟議規程、文書管理規定に基づき、適切な保存および管理(廃棄を含む)を行っております。また、取締役は保存された情報を閲覧することが可能な体制となっております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関連する市場環境、経済環境の変動等による財務リスク、法令・規程違反によるコンプライアンスリスクに対処する為、管理本部は経営会議、取締役会、監査等委員会に随時報告し、未然にリスクを防止するよう努めるとともに、グループ各社の相互連携のもと、当社グループ全体のリスク管理を行います。

不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置して危機管理にあたり、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整えます。

4. 取締役の職務の執行が効率的になされることを確保するための体制

取締役会は、経営方針および重要な業務執行の意思決定および業務執行状況の監督を行っております。業務執行に関しては、経営環境の変化に迅速・的確に対応し、業務執行の有効性と経営の効率性を図るため、代表取締役および業務執行を担当する取締役等で構成される経営会議を設置し、原則毎月一回開催することにより、取締役会付議事項の審議および取締役会が決定した経営に関する基本方針に基づく業務執行上・業務運営上の重要事項の審議・決定を行います。

また、当社グループ全体の協力の推進及び業務の整合性の確保と効率的な遂行管理を行います。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社子会社を当社の一部署と位置付け、子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社グループ全体を網羅的、統括的に管理することとします。内部監査部門は、当社子会社を含めた当社グループ全体の内部監査を実施する体制としております。

6. 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

監査等委員である取締役は、原則月に一回開催される取締役会に出席し、また必要に応じて他の会議体に出席することにより、監査等委員でない取締役および使用人から、重要事項の報告を受ける体制となっております。

また、監査等委員でない取締役および使用人は、会社に重要な損失を与える事項が発生したとき、または発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員が報告すべきと定めた事項が生じたときは、遅滞なく監査等委員に報告するものとします。

7. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の業務執行を含む経営の日常的活動の監査を行います。監査等委員は、取締役会、経営会議等の重要な会議において、取締役および使用人等から営業の報告を受けるとともに、重要な決裁書類等の閲覧や、内部監査担当部門や会計監査人からの報告等を通じて、業務執行状況の監査を実施します。

監査等委員会は、代表取締役社長との定期的な会合を設けるとともに、内部監査担当部門および会計監査人と、定期的に情報交換を行うことにより、監査の実効性を確保するものとします。

また、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が当該監査等委員の職務の執行に必要なものと認められる場合を除き、その費用を負担します。

8. 財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性・適正性を確保するために財務報告に係る内部統制が有効かつ適正に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り財務報告の信頼性と適正性を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為を行いません。また、反社会的勢力および団体からの介入を防止するため警察当局、暴

力追放運動推進センター、弁護士等と緊密な連携を確保します。また、自治体(都道府県)が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、又は暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行いません。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

模式図(参考資料)

